

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 殿

「熊野川懇談会のあり方について」

答 申

平成 16 年 8 月

熊野川懇談会設立準備会

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1.熊野川懇談会の構成員について | 2 |
| 2.熊野川懇談会の規約（案） | 3 |
| 3.熊野川懇談会の情報公開方法(案) | 5 |
| 別表-1 熊野川懇談会委員候補 | 6 |
| <参考-1>熊野川懇談会設立準備会規約 | 7 |
| <参考-2>熊野川懇談会設立準備会委員 | 9 |
| <参考-3>熊野川懇談会設立準備会の検討経緯 | 9 |

はじめに

近畿地方整備局では、今後 20～30 年間の具体的な河川の整備内容を示す「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」を策定するにあたり、学識経験者から意見を聴くことを目的として「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置を予定している。

懇談会を設置するにあたり、平成 15 年 12 月 20 日に近畿地方整備局紀南河川国道事務所長は「熊野川懇談会設立準備会」を設置し、懇談会の構成員、運営のあり方等について諮問した。

熊野川懇談会設立準備会は、この諮問を受け、4 回に及ぶ会議を開催し、懇談会の構成員、運営のあり方等について慎重に審議を行った。

これらの審議結果を以下のとおり答申する。

近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「熊野川懇談会」を設置されたい。

平成 16 年 8 月 2 日

熊野川懇談会設立準備会

委員長 江頭進治

1. 熊野川懇談会の構成員について

(1) 組織構成

- ・ 熊野川流域を取り巻く様々な課題について、幅広い議論ができるように治水・利水・環境(自然,人文社会,工学)等の専門家(学識経験者等)による分野構成を定めた。また、熊野川らしさを踏まえた審議を行うために、地域の特性に詳しいひとを加えた構成とした。
- ・ 懇談会の規模については、委員が活発な議論を行うことができるよう配慮し定めた。

(2) 委員選考方法

- ・ 治水・利水・環境等の専門家については、設立準備会委員、流域内の関係自治体、関係機関、河川管理者が推薦するひとの中から委員候補を選考することとした。
- ・ 地域の特性に詳しいひとについては公募を行い、応募者の中から委員候補を選考することとした。
- ・ 選考にあたっては、設立準備会委員のほかに、以下の項目に該当するひとを選考することとした。
 - 熊野川に関する審議をする際に必要な専門知識を有しているひと
 - 熊野地方の歴史・文化等に詳しいひと
 - 熊野川流域での調査研究を通して熊野川の特性を理解しているひと
 - 熊野川の流域の特性に詳しく、熊野川に関して積極的に活動しているひと

(3) 選考結果

- ・ 委員候補については、治水等の工学分野において6名、自然,人文社会,環境等の分野において7名、地域の特性に詳しいひと3名、計16名を選考した。

(4) 委員候補の確定

- ・ 設立準備会は、選考された候補者に委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・ その結果、16名の候補者全員から内諾が得られ、別表-1のとおり委員候補が確定した。

2. 熊野川懇談会の規約(案)

熊野川懇談会規約(案)

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 懇談会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(目的)

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

(懇談会運営)

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。

2. 懇談会の運営(議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第12条 この規約は、平成16年 月 日から施行する。

3. 熊野川懇談会の情報公開方法(案)

熊野川懇談会の情報公開方法(案)

第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。

第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。

第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。

2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。

第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。

第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。

2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。

3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。

第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

別表 1 熊野川懇談会委員候補

五十音順、敬称略

| | 氏名 | 専門分野 | 所属等 |
|----|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 1 | 井伊 ひろゆき 博行 | 水循環、水質(河川・地下水) | 和歌山大学システム工学部教授 |
| 2 | うらき せいじゅうろう 浦木 清十郎 | 歴史・文化、観光、林業 | 浦島観光ホテル(株)会長 浦木林業(株)社長 |
| 3 | えがしら しんじ 江頭 進治 | 河川・砂防(流砂系) | 立命館大学理工学部教授 |
| 4 | きもと よしお 木本 凱夫 | 農業水利 | 三重大学生物資源学部助教授 |
| 5 | きよおか ゆきこ 清岡 幸子 | 地域の特性に詳しい | 新宮商工会議所女性会会長 |
| 6 | こうさか じろう 神坂 次郎 | 歴史・文化 | 作家、劇作家 |
| 7 | しいば みちはる 椎葉 充晴 | 水文・水資源 | 京都大学大学院地球環境学堂教授 |
| 8 | たかす ひでき 高須 英樹 | 植物、生態系 | 和歌山大学教育学部教授 |
| 9 | たきの しゅうじ 瀧野 秀二 | 水生生物、植物 | 和歌山県立新宮高等学校教諭 |
| 10 | たけなか ふみひろ 竹中 文博 | 広報 | (株)和歌山放送相談役 |
| 11 | つだ あきら 津田 晃 | 地域の特性に詳しい | (有)津田林業代表取締役 |
| 12 | なかしま ちとせ 中島 千登世 | 地域の特性に詳しい | 河川を美しくする会 副会長 |
| 13 | はしもと たくじ 橋本 卓爾 | 農業経済、地域政策 | 和歌山大学経済学部教授 |
| 14 | ませ はじめ 間瀬 肇 | 海岸・海域災害 | 京都大学防災研究所助教授 |
| 15 | やまもと しげお 山本 殖生 | 熊野の歴史・文化・信仰 | 新宮市熊野学情報センター準備室長 |
| 16 | よしの りゅうじ 吉野 隆治 | 発電水力、水源地域対策 | (財)電力土木技術協会専務理事 |

<参考-1> 熊野川懇談会設立準備会規約

熊野川懇談会設立準備会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、熊野川懇談会設立準備会（以下「設立準備会」という）と称す。

(目 的)

第 2 条 熊野川懇談会設立準備会は、熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第 16 条の 2 第 3 項の趣旨に基づき同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という）の構成委員、運営のあり方等について、答申を行う事を目的とする。

(設 置)

第 3 条 設立準備会は、近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(組 織 等)

第 4 条 設立準備会の委員は、事務所長が委嘱する。委員の任期は諮問に対して答申が行われた時点をもって満了とする。

(情報公開)

第 5 条 設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公開方法については設立準備会が別途定める。

(委員長)

第 6 条 設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。

(会 議)

第 7 条 設立準備会は、委員の 4/5 以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。同数の場合は、委員長の裁量に委ねる。

(庶 務)

第 8 条 設立準備会の事務局は三井共同建設コンサルタント株式会社に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第 9 条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第 10 条 本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。

(施行期日)

付 則 この規約は、平成 15 年 12 月 20 日から施行する。

< 参考-2 > 熊野川懇談会設立準備会委員

| 氏名 | 分野 | 所属 |
|---------------|-------|---------------|
| えがしら 江頭 進治 | 河川工学 | 立命館大学理工学部教授 |
| きもと 木本 凱夫 | 農業水利学 | 三重大学生物資源学部助教授 |
| こうさか 神坂 次郎 | 歴史・文化 | 作家・日本ペンクラブ理事 |
| たきの 瀧野 秀一 | 生物 | 和歌山県立新宮高等学校教諭 |
| たけなか 竹中 文博 | 広報 | 株式会社和歌山放送相談役 |

(五十音順 敬称略)

< 参考-3 > 熊野川懇談会設立準備会の検討経緯

| 年月日 | 事項 |
|-----------------------|------------------|
| 平成 15 年 12 月 20 日 | 第 1 回熊野川懇談会設立準備会 |
| 平成 16 年 3 月 26 日 | 第 2 回熊野川懇談会設立準備会 |
| 平成 16 年 4 月 17 日) | 熊野川懇談会委員公募 |
| 平成 16 年 5 月 10 日 | |
| 平成 16 年 6 月 19 日 | 第 3 回熊野川懇談会設立準備会 |
| 平成 16 年 8 月 2 日 | 第 4 回熊野川懇談会設立準備会 |